

三次市教育委員会告示第13号

三次市外国語指導助手の勤務条件に関する要綱等を廃止する告示を次のように定める。

令和2年3月26日

三次市教育委員会教育長 松村 智由

三次市外国語指導助手の勤務条件に関する要綱等を廃止する告示

次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 三次市外国語指導助手の勤務条件に関する要綱（平成16年三次市教育委員会告示第6号）
- (2) 三次市教育相談員設置要綱（平成16年三次市教育委員会告示第10号）
- (3) 三次市臨時的任用教員に関する要綱（平成16年三次市教育委員会告示第20号）
- (4) 三次市立小・中学校及び共同調理場に勤務する非常勤職員設置要綱（平成20年三次市教育委員会告示第29号）
- (5) 三次市山代巴記念室嘱託員設置要綱（平成21年三次市教育委員会告示第14号）
- (6) 三次市公立学校非常勤講師設置要綱（平成21年三次市教育委員会告示第15号）
- (7) 三次市立中学校給食栄養管理専門員設置要綱（平成24年三次市教育委員会告示第5号）
- (8) 三次市家庭教育支援アドバイザー設置要綱（平成24年三次市教育委員会

告示第 1 4 号)

- (9) 三次市文化財業務専門員設置要綱（平成 2 5 年三次市教育委員会告示第 7 号)
- (10) 三次市文化財業務指導専門員設置要綱（平成 2 7 年三次市教育委員会告示第 4 号)
- (11) 三次市青少年育成指導員設置要綱（平成 2 7 年三次市教育委員会告示第 5 号)
- (12) 三次市スクールサポーター設置要綱（平成 2 9 年三次市教育委員会告示第 8 号)
- (13) 三次市部活動指導員配置事業実施要綱（平成 3 1 年三次市教育委員会告示第 1 2 号)

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。